

# 宮城県山岳連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、宮城県山岳連盟と称し、事務所(事務局)を理事長宅または事務局長宅に置く

第2条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する県内の山岳団体(以下「加盟団体」という。)及び個人(以下「個人会員」という。)により組織する。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は、登山の健全なる発達を期し、加盟団体及び個人会員との連絡及び親睦を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山に関する指導及び啓蒙
- (2) 遭難対策及び施設の確立
- (3) 機関紙及び各種出版物の刊行
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 機関

第5条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第6条 前条の会議は、すべて構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、議長を除く出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

第7条 総会は、本連盟の最高議決機関であって、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること
- (3) 役員の変更に関すること
- (4) 規約の改廃に関すること
- (5) その他連盟運営に関すること

- 2 総会は、加盟団体から選出されたそれぞれ1名(高体連は3名)の代議員(理事)と役員で構成し、毎年4月に会長が招集する。但し、加盟団体の3分の1以上から要請があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長が務める。会長不在の場合は代議員の中から選出する。

第8条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議する事項
  - (2) その他、連盟運営に関する事項
- 2 理事会は第7条の役員で構成し、必要に応じて会長が招集する。但し、会長は理事の過半数から要請があったときは招集しなければならない。

第9条 常任理事会は、常任理事で構成し、理事長が必要に応じて招集する。

- 2 常任理事会は、総会及び理事会の議決事項並びに連盟業務を執行する。
- 3 常任理事会は、執行した一切の業務について総会及び理事会に対して責任を負う。
- 4 常任理事会に専門委員会を置くことができる。

#### 第4章 役員

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名(部長兼務)
- (5) 理事 加盟団体数
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 監事 2名

第11条 前条の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、連盟業務の企画、立案及び執行にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (3) 理事長は、理事会及び常任理事会を代表し、連盟業務を掌理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。  
また、部長を兼務することができる。
- (5) 事務局長は、連盟事務を掌理し、理事長を補佐する。
- (6) 理事は、連盟業務について審議する。
- (7) 常任理事は、理事長を補佐し、連盟業務を処理する。
- (8) 監事は、本連盟の会計業務を監査する。

第12条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長及び副会長並びに監事は、総会において選出する。
- (2) 理事長及び副理事長、事務局長は理事会において選出する。
- (3) 理事は、各加盟団体から1名(高体連は3名)の推薦を受け選出する。但し、会長指名の理事を置くことができる。
- (4) 常任理事は、理事会において選出する。但し、会長指名の常任理事を置くことができる。

第13条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときには、決議機関において選任する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第14条 本連盟に、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び賛助会員を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与及び賛助会員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。その任期は、役員の任期に準ずる。
- 3 参与及び賛助会員に関する細則は、会長が別に定める。

## 第5章 連盟への加盟

第15条 本連盟に加盟しようとする団体及び個人は、既加盟団体の推薦書に入会金及び当該年度の会費を添えて申し込み、常任理事会の承認を得るものとする。

- 2 個人として加盟しようとする者は、入会申込書に入会金及び当該年度の会費を添えて申し込み、常任理事会の承認を得るものとする。
- 3 会長は、常任理事会で加盟承認された団体及び個人に、その旨を通知するものとする。
- 4 退会した団体及び個人が再び加盟するときは、前項の規定に準ずるものとする。

第16条 加盟団体及び個人は、本連盟の名誉を損なう行為、または会費の納入を2年以上遅滞した時は、滞納分を納入後、総会の議決により除籍させることができる。

## 第6章 入会金及び会費の賦課

第17条 加盟団体及び個人は、毎年度の会費を納入するものとする。但し、高等学校は宮城県高等学校体育連盟登山専門部(高体連)として一括加盟し、所定の会費を納入するものとする。

- 2 会費は、毎年6月末日までに納入するものとし、いったん納入された会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。
- 3 入会金及び毎年度の会費の額については、総会において決定することとする。

## 第7章 会計

第18条 本連盟の経費は、会費、各種交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 本連盟の会計業務については、毎会計年度終了後に監査を受け、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 規約の改廃等

第19条 本規約の改廃については、理事会の審議を経て、総会において決定する。

第20条 本連盟の表彰規定は、会長が別に定める。

## 付 則

本規約は、昭和39年4月1日から施行する。

本規約は、昭和59年3月20日から施行する。

本規約は、平成元年4月15日から施行する。

本規約は、平成3年4月19日から施行する。

本規約は、平成4年4月11日から施行する。

本規約は、平成10年5月20日から施行する。

本規約は、平成14年4月21日から施行する。

本規約は、平成21年4月21日から施行する。

本規約は、平成28年4月9日から施行する。

## 宮城県山岳連盟会計規定

第1条 団体の年会費は、15,000円とする。

第2条 団体の入会金は、団体の年会費と同額とする。

第3条 個人の年会費は、3,000円とする。

第4条 個人の入会金は、個人の年会費と同額とする。

第5条 高体連登山専門部の年会費は、30,000円とする。

付則 本規定は、平成21年4月21日から施行する。

本規定は、平成28年4月9日から施行する。

## 宮城県山岳連盟表彰規定

第1条 本連盟事業推進のため、功労があった団体及び個人を表彰する。

第2条 加盟団体は、表彰に該当するものについて、2月末日まで所定の様式により、その候補者を推薦する。推薦された候補については、常任理事会で選考し決定する。

第3条 表彰基準は、次のとおりとする。

### 宮城県山岳連盟表彰基準

	役職等の基準	役職等の期間
県 山 岳 連 盟	会長、副会長、理事長	4年
	顧問、参与	6年
	常任理事、理事、監事	6年
	専門委員(監事)	8年
	その他、特に功績があった者	
加 盟 団 体	会長、副会長、理事長(事務局長)	6年
	理事、監事、専門部長	8年
	その他、特に功績があった者	

- 2 表彰対象者は、宮城県山岳連盟あるいは加盟団体に功績のあった年齢50歳以上(2月末日)のものを表彰する。
- 3 本連盟加盟以来6年を経過した団体からの被推薦者で、推薦人員は原則として2名以内とする。
- 4 表彰は総会において行う。

## 宮城県山岳連盟参与及び賛助会員細則

第1条 参与及び賛助会員は、本連盟の財務協力を目的とする。

第2条 参与は、本連盟に加盟する山岳団体の会員及びOBとする。

第3条 賛助会員は、本連盟の目的に賛同する企業、団体及び個人とする。

第4条 参与の協力金は、一口1万円以上とする。

2 賛助会員の協力金は、一口5万円以上とする。

第5条 参与は、会長から諮問があったときは意見を具申するものとする。

第6条 賛助会員は、本連盟の企画する各種事業に参加することができる。

第7条 会計については、特別会計として本連盟の担当役員があたる。

第8条 支出については、その都度、常任理事会の承認を得なければならない。

第9条 会計業務については、本連盟規約第19条及び第20条を適用する

第10条 その他、細部については、常任理事会において決定する。

## 宮城県山岳連盟旅費・宿泊費規定

(目的)

第1条 本連盟事業推進のため、旅費・宿泊費等の規定を定める。

(東北六県協議会、東北ブロック会議等)

第2条 東北六県協議会、東北ブロック会議、またはこれに準ずる会議に参加する場合の旅費・宿泊費は、次のとおりとする。

- (1) 交通手段は自家用車の相乗りとし、ガソリン代、高速道路利用料の実費を支給する。但し、個人の都合で自家用車や公共交通機関を利用する場合は、原則として自己府負担する。
- (2) 宿泊費は、上限10,000円まで支給する。
- (3) 会議への参加者は、会長、副会長、理事長、事務局長、その他必要な人員とする。但し、東北総体宮城大会開催のために必要な人員は、別途協議する。
- (4) 東北ブロックを維持するために必要な会合への参加費等は、別途協議する。

(東北総体)

第3条 東北総体役員の旅費・宿泊費は、次のとおりとする。

- (1) 交通手段は自家用車の相乗りとし、ガソリン代、高速道路利用料の実費を支給する。但し、個人の都合で自家用車や公共交通機関を利用する場合は、原則として自己府負担する。
- (2) 宿泊費は、上限5,000円まで支給する。
- (3) 大会役員とは、参与、中央総務、審判のことをいう。
- (4) 視察員は、原則として自己負担とする。但し、東北総体宮城大会開催のために必要な視察は、別途協議する。
- (5) 審判会議の旅費も同様とし、宿泊費が必要な場合は別途協議する。

(日山協総会等の全国会議、全国大会)

第4条 日山協総会、日山協新年祝賀会、指導委員会総会等の全国担当者会議の旅費・宿泊費等は、次のとおりとする。

- (1) 日山協総会への出席は、旅費の半額を支給する。
- (2) 日山協新年祝賀会への出席は、参加費を支給する。
- (3) 指導委員会、遭難対策委員会、協議委員会、自然保護委員会、国際委員会(海

外)等の東京で開催される専門会議への旅費は、各委員会の会計より支出する。独自の会計を持たない場合は、旅費の半額を支給する。

- (4) その他の全国会議や全国大会へ参加する場合は原則として自己負担とするが、連盟運営のため必要な場合は、別途協議する。

(交通用具・雑則)

第5条 交通用具は、次のとおりとする。

- (1) 東北6県の場合は、原則として自家用車の相乗りとする。
- (2) 東北6県以外は JR 新幹線の利用を原則とするが、その限度内であれば航空機や自家用車の使用も認める。
- (3) 旅費の半額とは、JR 仙台駅から目的地の JR 駅までの新幹線を利用した JR 乗車券の片道分のことをいう。

(規定の改廃等)

第6条 この規定の改廃は、常任理事会の審議を経て理事会において決定する。また、財源が乏しくなると予想されるときは、その時点で執行を停止する。

(付則)

本規定は、平成28年11月12日から施行する。

## 宮城県山岳連盟慶弔規定

(目的)

第1条 本連盟事業推進のため、慶弔規定を定める。

(慶事等)

第2条 本連盟が規定する慶事並びにこれに類するものは、次のとおりとする。

- (1) 東北六県協議会、東北ブロック会議、またはこれに準ずる会議、東北総体、東北総体審判会議に出席する場合の祝儀(酒)。
- (2) 東北ブロックを維持するために必要な慶事への参加費。
- (3) 全国会議や全国大会へ参加する場合の祝儀は原則として自己負担とするが、連盟運営のために必要な場合は、別途協議する。

(弔事等)

第3条 本連盟が規定する弔事並びにこれに類するものは、次のとおりとする。

- (1) 本連盟役員や本連盟運営のために必要な関係者の葬儀。
- (2) 日山協・東北六県協議会関係者の葬儀や偲ぶ会。

(弔意等)

第4条 本連盟が規定する弔事並びにこれに類するものへの弔意は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・理事長・事務局長・加盟団体会長の死亡 香典10,000円、弔電
- (2) 副理事長・常任理事・監事の死亡 香典5,000円、弔電
- (3) 会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・常任理事  
・監事の実父母・配偶者の死亡 弔電
- (4) 連盟元役員(会長・理事長・事務局長) 弔電
- (5) 本連盟の役員や元役員、加盟団体の元会長で、本連盟の維持発展に特に功績の  
あった者やその関係者の場合は、別途協議する。

(雑則)

第5条 本連盟の維持発展に特に功績があった者や関係者の慶弔は、別途協議する。

(規定の改廃等)

第6条 この規定の改廃は、常任理事会の審議を経て理事会において決定する。また、財源が乏しくなると予想されるときは、その時点で執行を停止する。

(付則)

本規定は、平成28年11月12日から施行する。